

ロシア知的財産ニュースレター

2019 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 6 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2019 年度内に 2 回発行する予定です。

第 1 部

税関登録制度及び並行輸入をめぐる紛争の最新事情

1.

知的財産裁判所（以下「知財裁判所」）は、知財所有者の許諾がありさえすれば、知財所有者の商標をラベルに付した商品の輸入をロシア連邦税関庁（FCS）が許可する十分な根拠になると判示した。

税関職員が模倣品だと判断した企業の商品を FCS が差し押さえた。FCS は、その企業と知財所有者との間に問題の商標に関する登録されたライセンス契約は存在しないと認める事実認定に基づいてこの決定を下した。知財所有者が同社による商標の使用を許諾し、そのような許諾の証拠を FCS に提出したにもかかわらず差し押えが行われた。

裁判所は、法律に反しない方法であれば、たとえそれが単純な許諾、すなわちライセンス契約を締結することも商標の使用権を登録することも行わない許諾による方法であっても、商標の所有者によって商標の使用は許諾され得ると判断した。

事件の参照番号：事件第 A78-5465/2019 号、2019 年 10 月 24 日付の知財裁判所の判決 (Postanovlenie)

2.

最高裁判所は、商標が既に侵害されている場合にのみその商標を税関の知財登録簿に記載するという実務が違法であり、それはロシアに輸入される商品による知財侵害の予防措置の迅速な実施を妨げると述べた。

税関の知財登録簿に商標を登録するよう求める申請書を商標の所有者がロシア連邦税関庁（FCS）に提出した。FCS はその申請を拒絶し、商標の所有者の権利を侵害した模倣品の輸入を示す証拠が存在する場合にのみその商標を当該登録簿に登録できると指摘した。商標の所有者が司法審査を申し立てた。

この事件の破毀審がロシア連邦最高裁判所の商事部で行われ、再審理のために第一審裁判所に差し戻された。再審理手続は現在係属中である。

事件の参照番号：事件第 A40-241863/2018 号、2020 年 1 月 22 日付のロシア連邦最高裁判所の判決 (Opredelenie)

知財に関する紛争解決に関する最新の実務

特許

ロシア企業が外国の製薬会社に対して行った強制ライセンス付与の請求を知財裁判所が認容した。

米国の癌治療薬に関するユーラシア特許の侵害について外国の製薬会社がロシア企業を提訴した。ロシア企業は、自社（ロシア企業）の研究成果を利用したジェネリック医薬品を製造するための強制ライセンスの付与を求め反訴した。ロシア企業は、第一審と控訴審の両方で勝訴した。

ロシア法の下では、先に特許（第1特許）を取得した医薬品の改良版を製造するための「従属」特許（第2特許）が必要な場合、その使用を認めるために強制ライセンスが付与される。問題の事件では、ジェネリック医薬品の従属性が鑑定書により立証されていた。

事件の参照番号：事件第 A40-166505/2017号、2019年10月29日付の知財裁判所の判決 (Postanovlenie)

実用新案

1.

知財裁判所は、契約の対象となる知財をライセンサーが実際に使用していたかどうかに関係なく、ライセンス契約により定められた対価（額）をライセンサーがライセンサーに支払わなければならないと判示した。

ライセンサーとライセンサーは、実用新案を使用するためのライセンス契約を締結した。契約で定められた額をライセンサーが支払わなかったため、ライセンサーが提訴した。

ライセンサーは、ライセンス契約が連邦知的所有権行政局 (Rospatent) に登録されておらず、それがライセンス契約に基づく権利の移転を妨げていることを不払の根拠にした。また、ライセンサーは、商品を製造する際に実際に実用新案を使用していなかったことも根拠にした。下級裁判所はライセンサーの請求を認め、知財裁判所がその判決を支持した。

被告（ライセンサー）が実際には実用新案を使用していたことも認定された。知財裁判

所はさらに、仮に実用新案が実際は使用されていなかったとしても、ライセンス契約に基づく額が使用の有無に関わらず知的財産権の移転に対して支払われる対価である以上、やはりライセンサーに支払う義務があると述べた。

事件の参照番号：事件第 A27-17959/2018号、2019年10月16日付の知財裁判所の判決 (Postanovlenie)

2.

知財裁判所は、被告の機器と組み合わせて使うことのできる原告の実用新案に関して、権利侵害を認定することなく原告による差止請求を認容することを拒絶した下級裁判所の判決を支持した。

原告（実用新案の所有者）が、原告のトランシーバーと組み合わせて使うことのできる被告の高周波通信機器を被告が製造、販売、又は利用する際に被告が原告の実用新案を使用することを禁ずる差止請求を行った。下級裁判所は、実用新案権に対する侵害が単一の装置に関してのみ生じ、複合製品に関しては生じ得ないと判示し、特許権者の請求を棄却した。

原告は、その実用新案権が侵害されていることを証明していなかった。裁判所は、問題の実用新案が一つの装置全体を対象とするものであって、装置の組合せを対象とするものではないと判示した。裁判所は、被告の高周波機器と原告のトランシーバーとは組み合わせて利用されるかもしれないが、それらのものが、一つの装置を構成するものではなく、すなわち構造的に相互に接続されておらず、共通の使用目的（機能）を備えず、そして新規な機能を備えた新規な装置を構成しない、と認定した。

事件の参照番号：事件第 A60-29727/2017号、2019年10月1日付の知財裁判所の判決 (Postanovlenie)

意匠

知財裁判所が、「独創性」の基準を満たしていないとして意匠特許を取り消した Rospatent の審決を支持した。

取り消された意匠特許は、たんすについて付与されたものだった。このたんすが別の特許が対象としているたんすと異なる点は、引き手が隠れている点だけであった。裁判所は、意匠がデザイナーによる解決手段の寄せ集めである場合には、その意匠の外観に創造的な性質があるとは認められない場合があると判示した。裁判所は、係争中のたんすでは引き手がその最上部にある突起の下に隠れている一方で、他のたんすでは引き手がその前面側にあるという点は重要ではないと認定した。裁判所は、いずれの解決手段もそれぞれのたんすの外観に同様の効果を及ぼすと判示した。

事件の参照番号：事件第 SIP-533/2019 号、2019 年 12 月 16 日付の知財裁判所の判決 (Reshenie)

商標

1.

菓子製品を識別するとされる商標「Cakepops」を登録することは違法だと最高裁判所が判示した。

裁判所は、提案されている商標に記述的な性質があると結論づけた。具体的に言えば、当該商標はロシアの消費者から棒つきペストリーを記述するものだと認識されている。そのような商標は、ロシア民法第 1483 条第 1 項により登録を受けることができない。

事件の参照番号：事件第 300-ES19-12932 号、2019 年 10 月 31 日付のロシア連邦最高裁判所の判決 (Opredelenie)

2.

知財裁判所は、「Avito」が「一般に認識された商標」であること確認するよう求めた Avito Holding AB の請求を拒絶した Rospatent の審決を破棄した。

Rospatent では、申立人の関連企業による事業活動の結果として商標が著名になったこと、すなわち消費者が、「Avito」を、申立人ではなく、申立人の関連企業と結びつけ認識している事実をもとに申立てを拒絶した。

しかしながら、裁判所は、申立人が関連企業によるサービスの提供を管理しており、サービスの提供者が最終的には申立人であることを認定した。

裁判所は、実際に誰がサービスを提供しているのかに関係なく「一般的認知」の事実が立証されている以上、商標が「一般に認識された」ことを認めるよう Rospatent に命じた。

事件の参照番号：事件第 SIP-186/2019 号、2019 年 12 月 5 日付の知財裁判所の判決 (Reshenie)

営業秘密

知財裁判所は、雇用の過程でノウハウを創出した従業員が使用者から報酬を受ける権利を有しないと判示した。

裁判所は、ノウハウの創出者（著作者）に係る利益には保護が付帯しないと結論づけた。報酬を受ける権利を享受できるのは、発明、実用新案、意匠、ソフトウェア、集積回路の回路配置、及び学術、文学及び芸術の著作物の創作者のみである。

事件の参照番号：事件第 A40-274664/2018 号、2020 年 1 月 24 日付の知財裁判所の判決 (Postanovlenie)

知的財産裁判所の活動の最新事情

クタフィン・モスクワ州立法律大学が、第8回国際法フォーラム「知的財産の法律に基づく保護：理論と実践」を2020年2月14日から15日まで主催した。このフォーラムは、ロシア教育・科学省、ロシア連邦議会の連邦院（ロシア連邦議会の上院）、及び知財裁判所の後援を受けた。知財裁判所長であるL. A. Novoselova 判事がパネルディスカッション「地域ブランドの品質を管理し、模倣活動を防ぐための法的メカニズム」のモデレーターを務めた。

関税同盟導入後における税関による実際 の取締及び規制の変化

1.

「ユーラシア経済連合加盟国の知的財産の共通税関登録の導入に関する」2018年3月6日付のユーラシア経済委員会理事会決議第35号が2019年10月5日に施行された。

同決議は、以下に関連する手続を含む、知的財産の共通税関登録簿を作成し、管理するための手続を定めている。

- ・ 登録簿に知財を登録するための手続
- ・ 登録簿から知財を抹消するための手続
- ・ 登録簿の記載事項を修正するための手続
- ・ 加盟国の税関当局が知的財産を保護する期間を延長するための手続
- ・ 登録簿に知財を登録する際に加盟国の税関当局間及びユーラシア経済委員会と協力するための手続

2.

ロシアは、商品に対するラベル表示義務制度を引き続き実施している。

- ・ 2019年6月11日付のロシア政府規則第753号に基づき、タイヤへのラベルの実験的な表示が2019年6月20日から11月30日まで実施された。

2019年12月31日付のロシア政府規則第1958号は、2020年1月10日以降の自主的なラベル表示を規定し、2020年11月1日以降における、ラベルの表示されていないタイヤの製造及び輸入並びにそのようなタイヤの製造者又は輸入者からの直接購入を禁じている。

- ・ 「高コストの疾病分類」リスト記載の病状を治療するために使われる医薬品は、2019年10月1日から義務的なラベル表示の対象となっている（2018年12月14日付のロシア政府規則第1557号）。
- ・ 写真用のカメラとフラッシュは、2020年1月9日から任意のラベル表示の対象となっている（2019年12月31日付のロシア政府規則第1953号）。

知的財産保護分野における内務省の活動

2019年には、著作権及び関連権の侵害に関わる522件の刑事犯罪が登録された（摘発された）。そのうちの517件の犯罪が「大きな」又は「特に大きな」損失を引き起こした。

2019年には、情報通信技術を利用した29万4,000件を超える犯罪が登録された。これは、2018年からのおよそ70%の増加である。そのような犯罪のおよそ50%がインターネットを利用したものである一方、30%以上がモバイル通信接続を利用したものであった。警察はそのような犯罪の98%以上を摘発している。

知的財産保護分野における連邦消費者権利 及び福祉監督庁（ROSPOTREBNADZOR）の活動

Rospotrebnadzor は、2020年1月14日から19日まで開催された第一回欧州アジア消費者フォーラムに参加した。

その本会議の主なテーマは、デジタル商品やデジタルサービスを購入する消費者の保護であった。

Rospotrebnadzor の講演者が報告を行い、その中でロシアのデジタル経済国家プログラムに言及した。講演者は、デジタルビジネスと消費者にとって魅力のある法的枠組みを生み出すために 60 近くの制定法が改正されると述べた。改正される分野は、ビッグデータ、個人データ、知的財産、デジタルセキュリティ、暗号通貨などである。

インターネット上で頒布される知的財産権を侵害する商品に取り組む方法

1.

視覚美術の著作物である Homunculus Loxodontus (Zhdun) に対する原告の排他権の侵害をめぐる紛争を知財裁判所が審理した。被告は、Zhdun の玩具をインターネットと小売店で販売していた。

裁判所は、インターネットにおける模倣品の宣伝及び販売と、そのような商品のオフラインショップにおける販売とは、それぞれ許可を受けていない使用の独立した事例であり、したがって別個の法的措置の要因になると判示した。それぞれの侵害事例につき損害賠償を請求することができる。

事件の参照番号：事件第 A40-182072/2017 号、2019 年 11 月 27 日付の知財裁判所の判決 (Postanovlenie)

2.

2019 年 12 月 3 日、インターネットにおける知財保護とデジタルコンテンツに関する円卓会議が行われた。出席者には、Rospatent、Roskomnadzor、文化省の代表が含まれていた。その議論では、デジタル環境における知財の進展の最近の動向、インターネットにお

ける著作権の保護、及び著作権侵害対策法の改善に焦点が当てられた。

Roskomnadzor の講演者が、無許可のカジノやブックメーカーの違法広告が最大規模の著作権侵害ウェブサイトにも極めて大きな役割を果たしている点を強調した。そのような広告が著作権侵害ウェブサイトのキャッシュフローの大部分を生み出しており、したがってインターネットにおける知財侵害を後押ししているという。講演者は、Roskomnadzor がそのような広告を排除するための措置を講じていると述べた。

知的財産保護分野における連邦反独占庁の活動

1.

2019 年 11 月 19 日、企業に対する法的支援委員会（経営者協会の委員会）は、主に並行輸入の良い点と悪い点に焦点を当てた会合を開催した。

並行輸入がユーラシア経済連合 (EAEU) 規則により対処しなければならない問題であるとロシア連邦反独占庁 (FAS) の Andrei Kashevarov 長官代理が述べた。長官代理は、医薬品及び医療機器並びに自動車及びそのスペアパーツとの関連でも並行輸入の持つ可能性を検討すべきだとの見方を示した。FAS は、模倣品の輸入を防ぐため、並行輸入品のための特別な税関を創設することを提案した。そのような税関を創設しても、従来の輸入者に適用されている手続には影響を及ぼさない。

次の場合に国際消尽の原則が適用される。

- ・ 商品を市場で入手できないか、在庫が限定されている場合
- ・ 商品を市場で入手できるものの、その価格が他の国々よりも高い場合
- ・ 商品を市場で入手できるものの、その種類と品質が他の国々とは異なる場合

2.

2019年11月22日、ロシア政府は、特許の強制ライセンスに関する追加規定を定める連邦法案を下院に上程した。この法案は、「極度の必要性」が存在する場合に強制ライセンスを付与するロシア政府の権限を拡大する目的でFASが起草したものである。法案が成立すれば、国防と国家安全保障上の理由（現行規定）だけでなく、国民の生命と健康を保護する目的でも政府が強制ライセンスを付与することが可能になる。法案は、強制ライセンスの対象となった特許の所有者に対する対価も規定する。

FASのIgor Artemyev長官は、この改正により影響を受ける対象が主に特許された医薬品であることを説明した。

3.

知財裁判所は、FASサンクトペテルブルグ事務所の決定を支持した。この決定は、FASが、原告（Globus LLC）の缶詰肉のパッケージと、被告（Baltiyskiy Canned Meat Factory LLC）の缶詰肉のパッケージとの間に類似性を認めないとするものであった。

Globus LLCは、商標「Sovok」（「ソビエト連邦」の侮蔑的な口語表現）、「Govyadina」（「牛肉」のロシア語）、「Svinina」（「豚肉」のロシア語）を所有している。原告は、「Sovok」商標で自らが販売する缶詰肉の、配色とブランドのスタイル全般の両方を含むパッケージを被告が模倣したと主張した。

FASが消費者に対するインターネット調査の結果に基づいて決定を下した点が注目される。



Baltiyskiy Canned Meat Factory LLC（被告）の缶詰肉のパッケージ



Globus LLC（原告）の缶詰肉のパッケージ

事件の参照番号：事件第A56-143600/2018号、2019年10月21日付の知財裁判所の判決（Postanovlenie）

4.

知財裁判所が、Podolsk Electrical Wiring Factory（以下「Factory」）による独占禁止法違反を認定したFASの決定を支持した。

Factoryは、原子力発電所用の防水ケーブル・パススルーをロシア市場に導入した。パススルーは、公開会社であるEloksPromが保有するノウハウを使って製造されていた。

Factoryは、そのノウハウを使う権利が付与されるための契約書を提示せず、その独特な製造方法がFactoryの独自開発によるものであることを証明もしなかった。

事件の参照番号：事件第A40-180850/2017号、2019年10月10日付の知財裁判所の判決（Postanovlenie）

知的財産保護分野における ROSPATENT の活動

1.

2019年12月10日、Rospatentは、ソフトウェアのオンライン登録システムを2020年4

月に導入すると発表した。このシステムは、出願時に提出されたデータが正確かつ完全なものであるかどうか、及び印紙税が納入されているかどうかを自動的にチェックすることにより、ソフトウェアの登録出願の処理を迅速化する。また、このシステムにより、決定の自動署名も可能になる。ソフトウェアの登録に必要な時間が2日間に短縮される。

また、Rospatent は、登録済みの知的財産権をオンラインで移転できるデジタルプラットフォームも導入する予定である。このプラットフォームは3年以内に導入される予定である。

2.

Rospatent は、「職務発明」に関する法案を起草している。法案は、職務発明者が、自らの発明を使用する商品の販売により生み出された利益の分配を受けると規定する。Rospatent は、そのような利益の分配により発明者に公正な補償が行われることを保証できるだけでなく、研究開発に対するより実践的なアプローチを促進できると考えている。この法案は2020年12月に下院に上程される予定である。

第2部

1.

本報告書の第2部では、知財裁判所がジェネリック医薬品の製造者に強制ライセンスを付与した、事件第A40-166505/2017号における知財裁判所の2019年10月29日付の判決についてさらに詳細に分析する（上記の「特許」のセクションも参照されたい）。

強制ライセンスとは、特許所有者による同意なく、第三者に特許を取得した知財を使用することを許可するものである。これは、本質的には、発明の使用に対する特許所有者の排他権を制限（限定）するものである。特許所有者自らが特許を利用せず、しかもライセ

ンス契約に基づいてライセンスを販売するのを拒絶した場合に強制ライセンスが付与される。特許の不使用のケースには、特許の使用が「不十分である」場合も含まれる。

ロシア連邦民法では強制ライセンスを付与する基準を定めているものの、それぞれの規定の文言がやや不明確である。また、この件に関する裁判例もほとんどない。このため、知財裁判所がこの事件で述べた理由が特に重要であり、類似の事件を取り扱う際に他の裁判所にも利用される可能性が高い。

また、ロシア法は、先の特許（第1特許）に従属し、第1特許を侵害することなく使用することができない特許（第2特許）の所有者にも強制ライセンスが付与されると規定する（ロシア連邦民法第1362条を参照されたい）。

問題の事件は製薬会社間の紛争に関するものである。原告は、いずれもPfizerグループに属し、Sunitinibを有効成分とし、Sutentとして販売された独創的な抗がん剤を開発した外国企業Sugen LLC及びPHARMACIA & UPJOHN COMPANY LLC（以下、「外国企業」）である。外国企業はSutentのユーラシア特許を所有しており、この特許を使用して医薬品を製造している。

被告もまたSunitinibを有効成分とする「Sunitinib-nativ」と呼ばれる医薬品を登録したロシア企業Nativa（以下「Nativa」）である。Nativaは、「Sunitinib-nativ」のロシア特許を所有している。

外国企業は、Nativaによる特許権侵害を停止させるための特定措置を請求する申立てを行った。原告は、「Sunitinib-nativ」が、自社（原告）独自の医薬品「Sutent」をベースにしたジェネリック医薬品であり、したがって、原特許の存続期間が満了する前の5年の期間中における登録が自社の排他権を侵害すると主張した。

Nativaは、自社（Nativa）のロシア特許が外国企業のユーラシア特許に従属する旨の宣言を求める反訴を提起した。また、Nativa

は、ユーラシア特許の使用を認める強制ライセンスの付与を請求した。

ロシア法は、強制ライセンスを付与するための次の基準を規定する。

- i. 第2の（すなわち従属）特許の所有者は、第1特許の所有者に対し「現行の慣例に合致した条件で」ライセンス契約を結ぶことを申し出ていること。同法は「現行の慣例」について定義していない。この事件において、NativaはSugen LLCに対しライセンス契約を結ぶことを申し出ていた。提案していた契約に基づいてNativaが支払うとしていた額は、ユーラシア特許を使用するこれらの医薬品のロシアにおける販売から得られる利益の10%であった。外国企業はNativaの申出を受け入れなかった。

ロシア連邦民法は、第1特許の所有者がライセンス契約の締結の申出を拒絶した場合、第2の（従属）特許の所有者が強制単純（非排他的）ライセンスを求めて提訴できると規定する。

この事件において、Nativaが第2の（従属）特許の登録を出願する前になぜ強制ライセンスの請求を行わなかったのかという問題を裁判所が取り上げていない点に注意すべきである。

- ii. 自社の知財が「重要な技術的進歩」を構成することを第2の（従属）特許の所有者が証明しなければならないこと。

「重要な技術的進歩」の法律上の定義はない。また、裁判所によるこの用語の確立された取扱いも存在しない。

検討中の事件において、下級裁判所と知財裁判所は、Nativaの発明が重要な技術的進歩であるという結論を下すにあたり鑑定書（expert report）を根拠とした。

裁判所はさらに、「重要性」の要素が、Nativaの特許と外国企業の特許のいずれも癌を含む深刻な病状を治療するための医薬品の製造に使われているという事実由来すると指摘した。裁判所は、（特定の病状の治療への個別なアプローチを可能にする）医薬品の多様性、その入手可能性、そして最も重要な点である（重要な技術的進歩に基づく）その有効性が患者の寿命を延ばす可能性があり、その点が社会と国家にとって重要な意義を有すると述べた。

- iii. 自社の知財が第1特許により保護される発明と比べて相当な経済的利点を有することを第2の（従属）特許の所有者が立証しなければならないこと。

「相当な経済的利点」も、法律で定義されていないもう一つの用語である。この事件において、裁判所の結論は鑑定書に基づくものであった。Nativaの医薬品の最高販売価格がSutentのそれよりも少なくとも20%低いことが事実として認定された。医薬品が競争入札により調達される場合には、価格差は60%となる可能性がある。Nativaは、競争入札による調達の場合には、このわずか1種類の医薬品についての国債（予算）の削減は2億ルーブルを超える、と試算した。

知財裁判所は、Nativaがロシア連邦民法第1362条の規定する全ての基準を満たしていると認定し、Nativaに強制単純（非排他的）ラ

イセンスを付与するように命じた。外国企業は、知財裁判所の判決に対する破毀審を求め、ロシア連邦最高裁判所に上訴したものの、最高裁判所は、上訴の棄却を2020年2月20日に命じた（すなわち、上訴の申立ては一人の判事により審理され、その申立てを最高裁判所商事部の審理に付託することを当該判事が拒絶した）。

2.

強制ライセンスの付与は、さらなる注目に値する法律問題である。本章では、強制ライセンスが付与されるケースを法律の規定に追加する「ロシア連邦民法第1360条の改正に関する」連邦法案第842633-7号を分析する。同法案は、FASにより2019年11月22日に下院に上程された。

ロシア連邦民法第1360条は、ロシア連邦民法第1362条（上記第1章で論じた）の規定する強制ライセンスと本質的には同じ効果を有する法的仕組みを規定する。

ロシア連邦民法第1360条の現行規定は、国家安全保障と国防上の理由により、ロシア政府が特許所有者による同意なく、発明、実用新案又は意匠の使用を許可することができることを定める。ただし、特許所有者に速やかに通知されかつ適切な対価が支払われることを条件とする。同条は、特許所有者の排他権が国に移転するとは規定していない。知財の所有者はその特許を保持し、他の者（政府により指定された者を除く）がそれを使用するのを妨げることを含め、自己の裁量のみで特許を使用できる。政府は、第1360条を発動した場合、特許の使用を他の者にも許可することにより特許所有者の独占を制限するにすぎない。したがって、この仕組みには強制ライセンスと同じ法的効力がある。

法案は第1360条の文言を次のように改正することを提案している。

「ロシア連邦政府は、国防及び国家安全保障並びに国民の生命及び健康の保護に係る極度の必要性が生じた場合、特許権者の同意なく、発明、実用新案又は意匠の使用を決定できる。ただし、特許権者に速やかに通知されかつ適切な対価が支払われることを条件とする。

対価の計算及び支払は、ロシア政府により承認される手続に従って行われなければならない。」

したがって、法案は、特許を取得した知財を特許権者の同意なく使用する許可を付与する追加的根拠、すなわち「国民の生命及び健康」の利益を規定している。法案の起草者は、この改正により、特許取得済みの外国の医薬品又は医療機器が国民の生命及び健康に不可欠な場合にロシアにおけるそのような医薬品又は機器の欠乏や不足に迅速に対処できるようにすると主張している。

本報告書の作成日時点において、法案は下院の健康委員会の承認を受けている。第一回審議の日付はまだ確定していない。

また、FASは、「特許権者への対価を計算し、支払うための手続に関する」ロシア政府規則案も起草した。これは、提案されている第1360条第2項の規定に基づいて制定されるものである。規則案は現在、公聴段階にある。

規則案に規定されるように、対価は、強制ライセンスを付与する決定がなされた日までの1暦年間にロシアにおけるその特許の使用から生み出された特許所有者の収益に基づいている。例えば、収益は10億ルーブル未満であった場合、100万ルーブルが対価となる。対価が500万ルーブルを超えることはできない。この額は、収益が50億ルーブルを超える場合に設定される最高額である。対価は、強制ライセンスの全期間について一括で支払われる。支払は、強制ライセンスを取得した者

が、対価契約に特許所有者が署名した日から1年以内に行わなければならない。規則案は、強制ライセンスの対象となる商品の製造に必要な全ての文書、材料、技術、その他の手段を強制ライセンスの取得者に引き渡すことに同意した特許所有者に支払われる対価の増額について規定する。そのような特許所有者との間で結ばれた対価契約は、ライセンスによる商品の販売から生み出される収益の5%を超えない額を毎年支払う旨を定めることができる。ただし、次の二つを更なる条件とする。

- ・ 対価契約の草案が FAS の承認を受けること、及び
- ・ 医薬品（救命医薬品及び必須医薬品のリストに含まれていないものを含む）に関して強制ライセンスが付与された場合、強制ライセンスを使用する製造者の設定する医薬品の最大販売価格が、「救命医薬品及び必須医薬品のリストに含まれる医薬品の価格の国家的規制に関する」2010年10月29日付のロシア政府規則第865号に従って計算された額を超えないこと。

最後に、FAS が過去にも類似の改正を提案したことがある点に注意すべきである。2016年に、FAS は法案を導入したものの、当該法案はロシア連邦経済発展省から否定的な評価を受けた。同省は、特に、強制ライセンスに基づいて製造された医薬品はそれらの品質、安全性、及び有効性に関する追加的研究を行う必要とするため、そのような医薬品の市場販売までに長い期間を要し、患者が医薬品に速やかにアクセスできない点を指摘した。同省はさらに、そのような強制ライセンスは、強制ライセンスに基づいて製造された医薬品の品質が元の医薬品のものと比べて低くなる可能性を招くとの見解を示した。

3.

商標の登録は、企業にとって重要かつ関連性の高いもう一つの問題である。本章では、

注目に値する事件第300-ES19-12932号における2019年10月31日付のロシア連邦最高裁判所の判決を分析する。

ロシアの製菓工場が、商品及びサービスの国際分類（ニース分類）で定める商品分類第30類（見出し「ペストリー及び菓子」）に関連する（キリル文字で書かれた）文字商標「Cakepops」の登録出願を行った。

Rospatent は出願を拒絶し、工場は司法審査を求める訴えを起こした。

ロシア連邦最高裁判所は、Rospatent の決定が適法であり、これに十分な根拠があると認定した。

ロシア連邦民法では、記述的な要素、すなわち商品の外観、性質、数量、特性、目的又は価額を記述する要素のみを記述する商標の登録を認めていない（第1483条第1項第3号を参照されたい）。商標が記述的であるかどうかは、特定の商品について想定される通常の（平均的な）消費者による商標の認識に基づいて確認される。

「Cakepops」は、棒つきの小さなペストリーの名称である。キリル文字では、これは、（「cake」、「pie」、「pastry」を意味する）「cake」と（「popular」、「trendy」を意味する）「pops」という二つの単語の組合せで構成される英単語「cakepops」の音訳である。

Rospatent は、出願の審査時に、商標の登録出願が行われるかなり前にロシアの消費者の間でこの語が認識されていたと認めた。その結果、Rospatent は、「cakepops」が記述的である、すなわち商品の外観と特性を記述するものであるため、ニース分類の第30類に属する商品（すなわち見出し「ペストリー及び菓子」に属するもの）について保護される商標ではないと結論付けた。

最高裁判所は Rospatent の決定を支持し、「cakepops」が、特定の種類の商品を記述するために使われる用語である点、すなわちロシアの消費者によって棒つきの菓子（ペスト

リー)を意味するものと明確に認識されている点を強調した。このような記述的な性質の文字商標は、誰もが商取引で使用することができる必要があるため、法律に基づく保護を受けることも排他権の対象となることもできない。

また、誤認又は誤解を生ずる商標の登録を妨げる法定の拒絶事由も存在する。商標は、特に商品の品質、製造者、又は原産地に関する誤った印象を与えるものである場合に誤認又は誤解を生ずるものとされる。

「cakepops」という用語は、ペストリー及び菓子に加えて他の多くの商品の見出し（コーヒー、茶、米など）を含むニース分類の第30類を示し、したがってそのような他の見出しの商品を表示するために使用された場合には誤認及び誤解を生ずる。

(取りまとめ：ジェトロ・デュッセルドルフ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、Egorov Puginsky Afanasiev & Partners 法律事務所の協力を得て作成された。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。